

貸金庫規定 新旧対照表

(今回改定箇所：下線部)

改定後	現行
<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</u></p> <p><u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p><u>③壊れやすいもの</u></p> <p>2. (利用目的の確認)</p> <p>(1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、借主は、利用目的を書面その他当行の定める方法で申し出るものとします。</u></p> <p>(2) <u>貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外のカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>3. (契約期間等) (略)</p> <p>4. (使用料)</p> <p>(1) <u>貸金庫の使用料は、当行ホームページ記載の使用料により1年分を前払いするものとし、毎年4月(使用料の計算期間4月～翌年3月)の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。なお、当初の契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. (鍵の保管)</p> <p>(1) <u>貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。</u></p> <p>(2) <u>貸金庫の正鍵の複製はできません。</u></p>	<p>1. (格納品の範囲)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (新規追加)</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>2. (契約期間等) (略)</p> <p>3. (使用料)</p> <p>(1) <u>貸金庫の使用料は、当行所定の使用料により1年分を前払いするものとし、毎年4月(使用料の計算期間4月～翌年3月)の当行所定の日に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。なお、当初の契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. (鍵の保管)</p> <p><u>貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主の届出の印章および当行行員の印章により封印し当行が保管します。</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p>

改定後	現行
<p><u>6.</u> (貸金庫の開閉等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>開扉</u>にあたっては、当行所定の貸金庫開扉票に届出の印章により記名押印して提出してください。ただし、自動貸金庫は、貸金庫開扉票の提出は不要です。なお、閉扉後は貸金庫の施錠を確認してください。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>7.</u> (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって<u>当行</u>に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。貸金庫ご利用カードおよび正鍵を失ったとき、もしくははき損したときも同様とします。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>8.</u> (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>成年後見人等</u>について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>9.</u> (印章、鍵、貸金庫ご利用カードの喪失時等の取扱い)</p> <p>(1) 印章もしくは正鍵、<u>貸金庫ご利用カード</u>を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 正鍵を失った場合またははき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。<u>貸金庫ご利用カード</u>も同様に再発行手数料をいただきます。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p><u>10.</u> (印鑑照合等) (略)</p> <p><u>11.</u> (損害の負担等) (略)</p>	<p><u>5.</u> (貸金庫の開閉等)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>開閉</u>にあたっては、当行所定の貸金庫開扉票に届出の印章により記名押印して提出してください。ただし、自動貸金庫は、貸金庫開扉票の提出は不要です。なお、閉扉後は貸金庫の施錠を確認してください。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>6-1.</u> (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または、<u>印章</u>、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって<u>当店</u>に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。貸金庫ご利用カード (<u>貸金庫入室カード</u>) および正鍵を失ったときもしくははき損したときも同様とします。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>6-2.</u> (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の<u>必要な事項</u>を書面によってお届けください。<u>預金者の補助人・保佐人・後見人</u>について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも同様にお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>7.</u> (印章、鍵、<u>入室カード</u>喪失時等の取扱い)</p> <p>(1) 印章もしくは正鍵、<u>入室カード</u>を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(2) 正鍵を失った場合またははき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。<u>入室カード</u>も同様に再発行手数料をいただきます。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p><u>8.</u> (印鑑照合等) (略)</p> <p><u>9.</u> (損害の負担等) (略)</p>

改定後	現行
<p>12. (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、<u>第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからE</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからE</u>の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p>13. (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、<u>正鍵および届出の印章、自動貸金庫の場合、貸金庫ご利用カード</u>を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、<u>正鍵や届出の印章を失った場合、また、貸金庫ご利用カードを失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。</u> (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を<u>解約</u>することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</u> ①～⑤ (略) ⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったとき、または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑧ <u>法定で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (3) 前項のほか、次の各号に一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。</p>	<p>10. (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、<u>第11条第3項各号</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第11条第3項各号</u>の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。</p> <p>11. (解約) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、<u>正鍵および届出の印章、自動貸金庫の場合貸金庫入室カードも</u>持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、<u>正鍵や届出の印章を失った場合、また、自動貸金庫入室カードを失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。</u> (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を<u>解除</u>することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</u> ①～⑤ (略) <u>(新規追加)</u> (3) 前項のほか、次の各号に一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。<u>なお、この解約により生じた損害については当行は責任を負いません。この解約により損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p>

改定後	現行
<p>① (略)</p> <p>② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p><u>A. 暴力団</u> <u>B. 暴力団員</u> <u>C. 暴力団準構成員</u> <u>D. 暴力団関係企業</u> <u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>F. その他前各号に準ずる者</u></p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p><u>A. 暴力的な要求行為</u> <u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用をき損し、または当行の業務を妨害する行為</u> <u>E. その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>(4) <u>第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</u> <u>なお、当行はこの不足額を明渡しの日</u>に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。<u>なお、当行は、この不足額を、第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</u></p>	<p>① (略)</p> <p>② 借主または代理人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）</u>に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p><u>(ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>(イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>(ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること</u> <u>(エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>(オ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p><u>(ア) 暴力的な要求行為</u> <u>(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>(エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> <u>(オ) その他前(ア)～(エ)に準ずる行為</u></p> <p>(4) 第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または使用料の計算期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</u>なお、当行はこの不足額を明渡しの日<u>に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。</p>

改定後	現行
<p>14. (貸金庫の修繕、移転等) <u>(1) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。</u></p> <p><u>(2) 前項のほか、貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、借主が使用する貸金庫の継続使用ができない場合には、当行は借主に通知することにより貸金庫を変更できるものとします。この場合、貸金庫の変更の効力は、当行指定の日に生じるものとします。</u></p> <p><u>(3) 第2項に基づき貸金庫の変更をする場合には、借主は当行による通知内容に従って当行所定の手続を行うものとします。この場合、借主は当行所定の手続を行うまでの間、当行は内函ごと貸金庫の格納品を取り出し、当行指定の場所に移送して保管することができるものとし、保管に要する費用は借主の負担とします。なお、当行は貸金庫の格納品の取り出しに際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。</u></p> <p>15. (緊急措置) 法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の<u>処置</u>をすることができるものとします。このために生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>16. (譲渡、転貸等の禁止) (略)</p> <p>17. (規定の変更) (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>本規定に定める当行の貸金庫使用料および再発行手数料につきましては、下記ホームページにてご確認ください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>12. (貸金庫の修繕、移転等) 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取り<u>または貸金庫の変更</u>を求めたときは、直ちにこれに応じてください。</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>13. (緊急措置) 法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の<u>措置</u>をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。</p> <p>14. (譲渡、転貸等の禁止) (略)</p> <p>15. (規定の変更) (1) <u>本規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> (2) <u>前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p>本規定に定める当行所定の使用料および再発行手数料につきましては、下記ホームページにてご確認ください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>